

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく排出量等の第 4 回集計結果について

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の第 4 回集計結果について、国（環境省・経済産業省）の公表に併せて、本県の概要と今後の対応についてお知らせします。

今回の集計結果は、平成 16 年度に事業者から排出された対象化学物質の排出量・移動量を取りまとめたものです。

本県における届出事業所数は **673 件（15 年度 672 件）** であり、前年度と比較して 1 件の増加となっています。

届け出られた大気や水域等への排出量と下水道及び廃棄物への移動量の合計は **7,049 t（15 年度 7,165 t）** であり、全国順位は 23 位（15 年度 24 位）でした。なお、15 年度より **116 t 減少**しましたが、これは **対象物質使用施設の廃止や使用量の削減及び代替物質への転換によるもの**と考えられます。

排出量及び移動量の合計の緩やかな減少は、全国の傾向と同様であり、また過去 3 回の集計結果同様「大気、公共用水域への排出量の割合が少なく、廃棄物等への移動量の割合が多い」といった特徴がみられました。

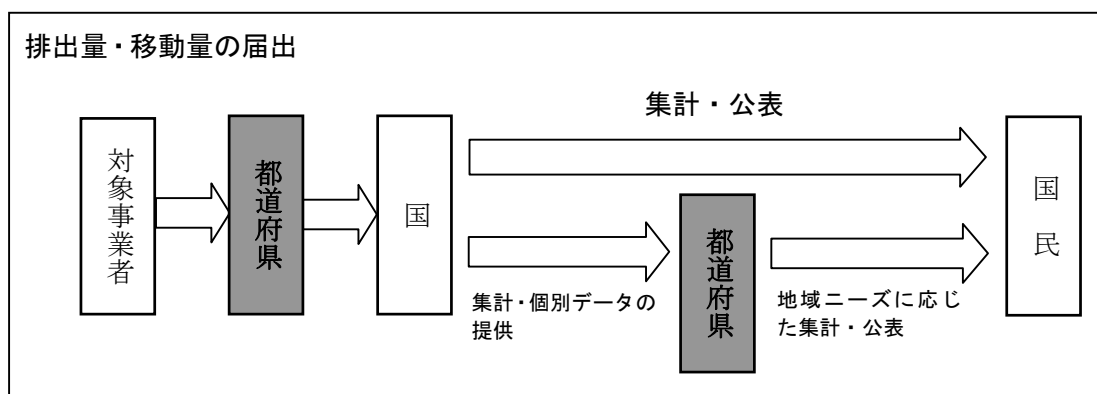
なお、この届出については **電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透**してきています。

1 法の概要

(1) 趣旨

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：環境汚染物質排出移動登録）

人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を経由して国に届け出るとともに、行政（国、都道府県）が届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するしくみです。当初、平成 13 年 4 月に年間取扱量 5t 以上の事業者による排出量等の把握が開始され、続いて 16 年 4 月からは年間取扱量 1t 以上の事業者による排出量等の届出が開始されました。



(2) PRTR 制度の施行スケジュール

- 平成 11 年 7 月 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）の公布
- 平成 13 年 4 月 年間取扱量 5t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- 平成 14 年 4 月 年間取扱量 5t 以上の事業者による排出量等の届出開始
- 平成 15 年 4 月 年間取扱量 1t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- 平成 16 年 4 月 年間取扱量 1t 以上の事業者による排出量等の届出開始

2 届出状況

(1) 届出数

本県における届出数の推移は表 1 のとおりです。平成 16 年度第 4 回集計分の届出総数は **673 件**と、**全国の 1.7%を占め**、工業県であることも反映し、**北陸 3 県では最も多い件数**でした。（石川県 551 件、福井県 420 件）

届出方法は、紙面での届出が 404 件と 60%、電子媒体による届出が 269 件（磁気ディスク 22 件、電子情報処理組織 247 件）と 40%を占めています（全国 33%）。電子届出については、今年度、対象事業者に対して、経済産業省及び環境省から電子届出活用に関する案内が送付されたことにより、前年度に比べ 138 件の大幅増加となっています。

表 1 届出数

届出媒体		排出年度		届 出 数 (件)				
				富 山 県				全国状況
		13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	16 年度		
紙 面		508	480	541	404	27,137		
電子媒体	磁 気 デ ィ ス ク	41	40	48	22	1,556		
	電 子 情 報 処 理 組 織	31	55	83	247	11,648		
計		580	575	672	673	40,341		

※ 平成 16 年 4 月の PRTR 制度全面施行に伴い、15 年度排出分集計から対象化学物質の取扱量要件が 5 t 以上から 1 t 以上に引き下げられています。

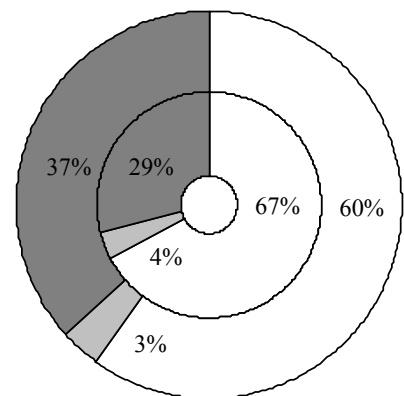
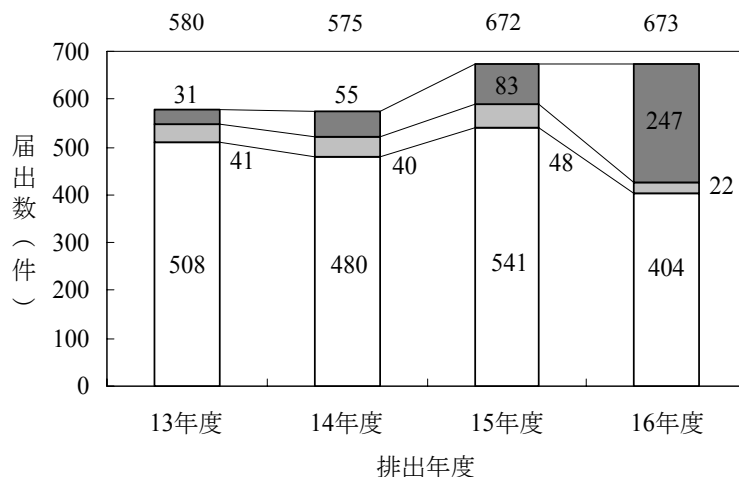


図 1 届出数の推移

図 2 届出媒体の比較

(2) 市町村別届出数

市町村別届出数については表 2 のとおりです。第 4 回公表においては、平成 16 年度分の排出量等の把握・届出であることから、旧市町村区分での集計となっています。

市町村別では富山市が 182 件で最も多く、次いで高岡市が 107 件となっており、この 2 市で県内の届出の約 4 割を占めていました。その他砺波市、婦中町及び小杉町において近年増加傾向がみられ、また高岡市においては逆に減少傾向にあります。

表 2 市町村別届出事業所数（件）

市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	182(+2)	大沢野町	14(+1)	八尾町	8(-1)	城端町	5(+1)
高岡市	107(-9)	大山町	5(+1)	婦中町	25(+2)	平村	4
新湊市	27(-1)	舟橋村	2	山田村	2	上平村	2
魚津市	34	上市町	13	細入村	2(+1)	利賀村	2
氷見市	20(-2)	立山町	10(-1)	小杉町	27(+3)	庄川町	2(-1)
滑川市	25(+1)	宇奈月町	6	大門町	8(+1)	井波町	4
黒部市	23(-2)	入善町	11(+1)	下村	1	井口村	1
砺波市	35(+4)	朝日町	9(+1)	大島町	5	福野町	9
小矢部市	21					福光町	11(-1)
						福岡町	11

※（ ）内は前年度比

(3) 業種別届出数

業種別届出数（上位 5 業種）については表 3 のとおりです。業種別に届出数をみると、燃料小売業（ガソリンスタンド等）が 296 件と最も多く、次いで化学工業 48 件、金属製品製造業 42 件の順となっていました。

表 3 業種別届出数（上位 5 業種）

H13	H14	H15	H16
燃料小売業 273 件 (47.1%)	燃料小売業 272 件 (47.3%)	燃料小売業 291 件 (43.3%)	燃料小売業 296 件 (44.0%)
化学工業 ※ 47 件 (8.1%)	化学工業 ※ 47 件 (8.2%)	金属製品製造業 48 件 (7.1%)	化学工業 ※ 48 件 (7.1%)
金属製品製造業 38 件 (6.6%)	金属製品製造業 36 件 (6.3%)	化学工業 ※ 47 件 (7.0%)	金属製品製造業 42 件 (6.2%)
下水道業 29 件 (5.0%)	下水道業 29 件 (5.0%)	自動車整備業 37 件 (5.5%)	自動車整備業 41 件 (6.1%)
産業廃棄物処分業 21 件 (3.6%)	一般廃棄物処理業 21 件 (3.7%)	下水道業 32 件 (4.8%)	下水道業 33 件 (4.9%)

※ 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

3 排出量集計結果

(1) 届出排出・移動量

届出排出量及び移動量の集計結果については表 4 のとおりです。16 年度分の排出・移動量の届出のあった有害化学物質の合計は、**7,049t** でした。その内訳は、**大気、公共用水域及び土壌への排出が 2,947t (41.8%)、廃棄物及び下水道への移動量が 4,101t (58.2%)** で、過去 3 回の集計結果と同様、全国と比較し廃棄物等への移動量の占める割合が大きいといった特徴がみられました。

排出量の内訳をみると、**大気への排出量が大半を占めており**、第 4 回公表においては、その傾向が過去 3 回の結果に比べより顕著となっていました。上位を占める物質は、合成原料や塗料、接着剤などの溶剤として幅広く使用されている「トルエン (1,245t)」及び「キシレン (463t)」、主に金属洗浄などに使用される「塩化メチレン (ジクロロメタン) (423t)」であり、この 3 物質で大気排出量の 4 分の 3 を占めていました。

また、公共用水域への排出の上位を占める物質は、ガラス繊維の製造や陶磁器のうわ薬として使用される「ほう素及びその化合物 (40t)」、金属やガラスの表面加工及び樹脂原料として用いられる「ふっ素化合物及びその水溶性塩 (32t)」、自動車の不凍液や繊維の原料として使用される「エチレングリコール (16t)」及び医薬品、染料など有機化合物の原料である「アセトニトリル (16t)」が多くなっていました。

表 4 排出量・移動量の推移

(単位：t)

		富山県				全国
		H13	H14	H15	H16	H16
排出量	大気	2,872 (37.8%)	2,705 (34.9%)	2,745 (38.3%)	2,759 (39.1%)	233,387 (46.7%)
	水域	244 (3.2%)	234 (3.0%)	243 (3.4%)	189 (2.7%)	11,306 (2.3%)
	土壌	—	—	—	0.050 (0.0%)	256 (0.0%)
	埋立	—	—	—	—	24,609 (4.9%)
	小計	3,116 (41.0%)	2,939 (38.0%)	2,987 (41.7%)	2,947 (41.8%)	269,558 (54.0%)
移動量	廃棄物	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,176 (58.2%)	4,101 (58.2%)	226,913 (45.4%)
	下水道	—	—	2 (0.0%)	0.672 (0.0%)	3,033 (0.6%)
	小計	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,178 (58.3%)	4,101 (58.2%)	229,946 (46.0%)
合計		7,594	7,741	7,165	7,049	499,504

※ 四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。

※ 平成 16 年 4 月の PRTR 制度全面施行に伴い、15 年度排出分集計から対象化学物質の取扱量要件が 5 t 以上から 1 t 以上に引き下げられています。

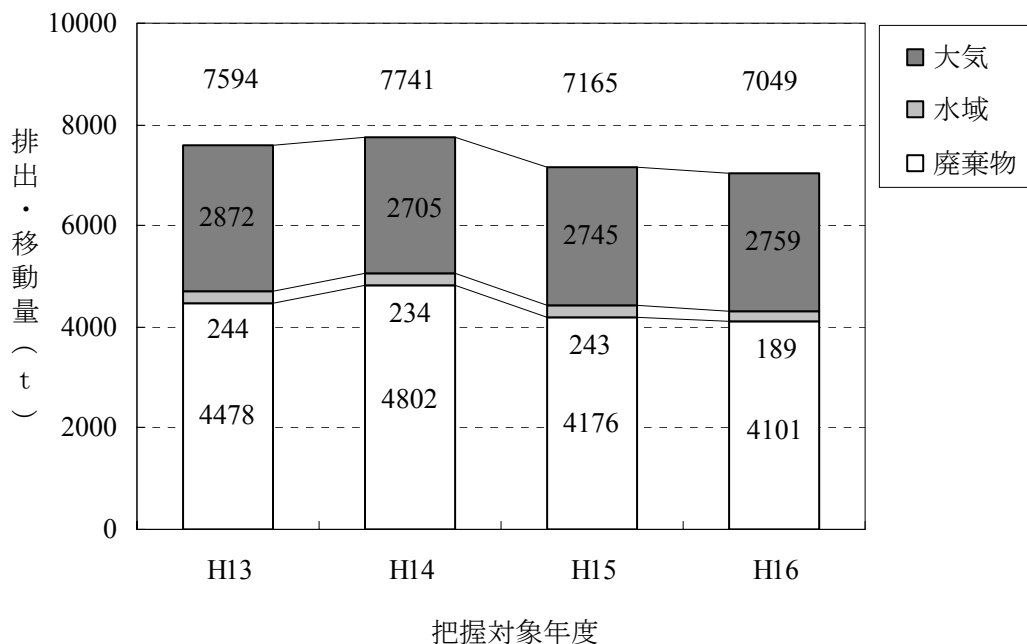


図3 排出・移動量の推移

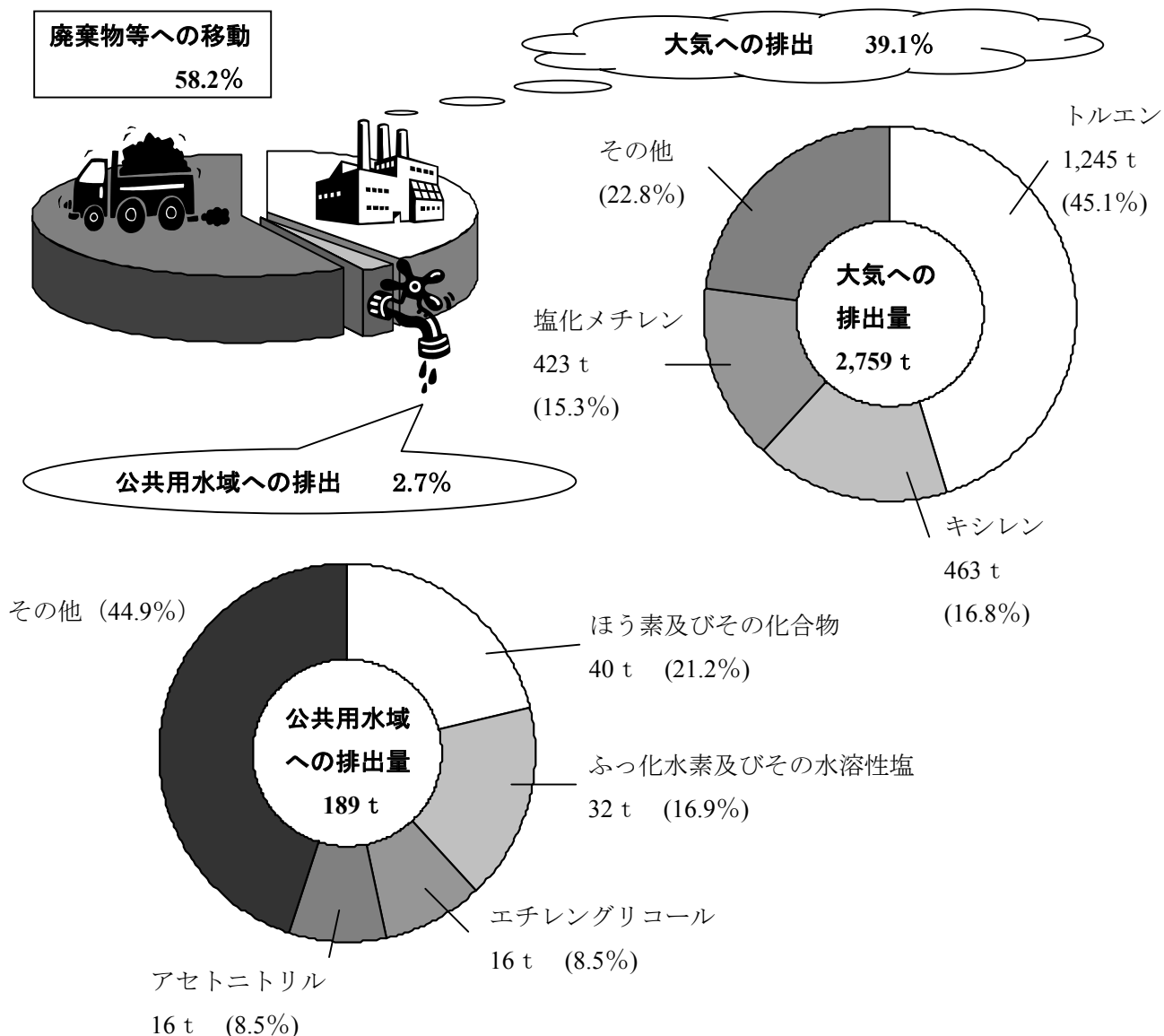


図4 届出排出・移動量の内訳

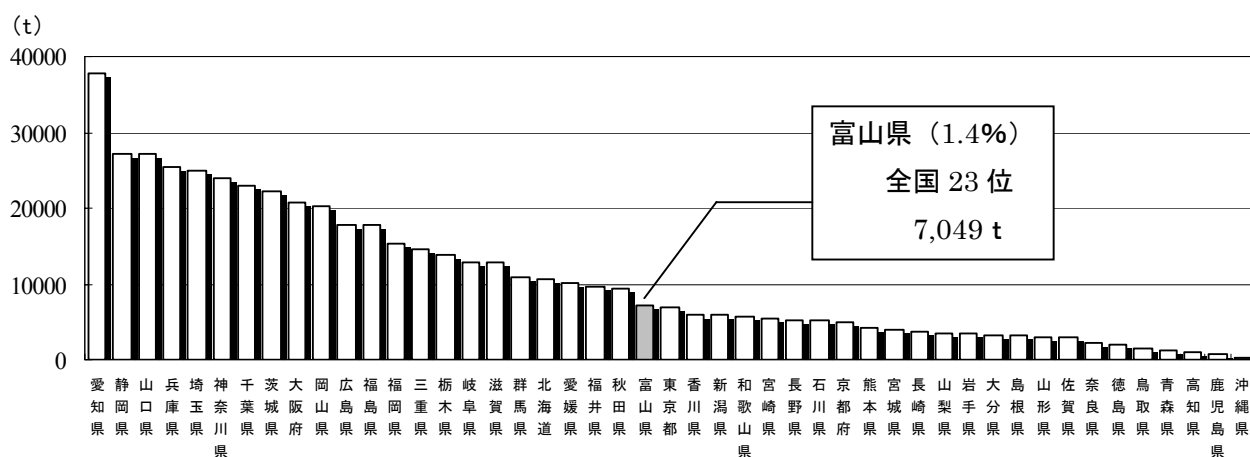


図5 都道府県別届出排出・移動量合計

(2) 届出外排出量及び総排出量 (推計値)

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、「届出外排出量」として公表を行っています。富山県及び全国における推計結果は表5のとおりです。

県内の届出外排出量は 3,361 t であり、届出排出量と合計した総排出量は、6,309 t と全国の 1.0% を占めており、全国順位は 36 位でした。

なお、届出外排出量については、推計手法が年々改善されており、手法が安定、確立するまでは単純に推計値を比較することはできません。

表5 届出排出量及び届出外排出量

(単位：t)

	届出 排出量	届出外排出量					排出量 合計
		対象業種 ¹⁾	非対象業種 ²⁾	家庭	移動体 ³⁾	小計	
富山県	2,947 (46.7)	706 (11.2)	859 (13.6)	488 (7.7)	1,308 (20.7)	3,361 (53.3)	6,309 (100)
全国	269,558 (43.0)	61,764 (9.9)	107,429 (17.1)	59,930 (9.6)	128,208 (20.5)	357,330 (57.0)	626,889 (100)

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者（農林漁業、サービス業）からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

※ () 内は排出量合計を占める割合 (%) です。四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。

4 今後の対応

最近ではアスベストが大きな問題となったこともあり、生活に深く結びついている化学物質に対する関心が一層高まることが予想され、PRTR 制度をはじめとした化学物質に関する情報を、住民・事業者・行政の三者が共有し理解を深めること、いわゆるリスクコミュニケーションの推進がますます重要になると考えられます。

県では、法の施行以来、住民、事業者を対象とした PRTR 制度及びリスクコミュニケーションに関する講習会を開催し、意識の啓発に努めてきました。また、今年度においては県政モニター、事業者を対象とした基礎調査を行い、化学物質の管理状況及びリスクコミュニケーションの推進における問題点等の把握、検討を行いました。

今後はこれまで実施してきた施策を踏まえ、次の対応を講じていきます。

(1) 化学物質管理に関する指針の策定

県政モニター及び事業者を対象とした基礎調査結果を踏まえ、これまで化学物質に関する情報が不足しがちであった中小事業者をも対象とし、化学物質の適正管理と削減、また具体的なリスクコミュニケーションの推進施策等を盛り込んだ化学物質管理指針（仮称）を策定します。

(2) 事業者、県民への啓発

各種講習会、啓発資料等による PRTR 制度及びリスクコミュニケーションの普及に一層努めます。

(3) 電子媒体を利用した届出方法の普及・啓発

届出作業の効率、正確さの向上を図るため、電子媒体を利用した電腦化を進めます。

(4) 国との連携

国に対して、有害化学物質の環境リスク評価指標の策定及び化学物質アドバイザー制度の導入等、リスクコミュニケーション施策の充実を求めていくとともに、連携協力して化学物質の適正管理と削減や代替物質への転換に努めていきます。

5 その他

公表等についての詳細な情報は次のホームページをご参照下さい。

- 公表資料、PRTR 開示窓口及び開示請求の具体的な方法について

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

(問い合わせ先)

富山県生活環境部環境保全課指導係 島田、的場

TEL (代表) 076-431-4111 内線 2713

(直通) 076-444-3144

FAX 076-444-3481

E-mail kankyohozen1@pref.toyama.lg.jp